

凡 例

- 1 この年鑑は、明治14年から昭和13年まで刊行された広島県統計書（時に欠本あり）の続刊を意図し、昭和29年から広島県統計年鑑としてほぼ毎年発行しており、今回で第67回目に当たる。
- 2 資料の集録は、原則として令和3年又は令和3年度とした。
- 3 数字の単位未満は原則として四捨五入した。したがって、総数と内訳の計が一致しない場合もある。
- 4 単位の表示は原則として複数単位のもののみとし、単一単位の数字は、まぎらわしいものを除き、表示していない。
- 5 統計表の時間的区分は、特に注記のない限り、次のとおりである。
年…………… 1月1日～12月31日
年度…………… 4月1日～翌年3月31日
- 6 統計表の符号の用法は、次のとおりである。
0 …… 単位未満
… …… 不詳、資料なし
— …… 該当数字なし
— …… マイナス
x …… 統計法の秘密保護による秘匿数値
- 7 統計表の欄頭又は行頭の符号は、その欄又は行全体にかかる注を示すものであり、小間の数字の頭についている符号は、その数字についての注を示しているので、脚注を参照のこと。
- 8 市郡又は市町村表章の統計表は、原則として調査時点の行政区画によって表章した。
- 9 集録した統計資料についての問い合わせ先
各表に掲げた資料出所機関又は広島県総務局統計課管理・普及グループ
- 10 これまで発行した統計年鑑については、広島県のホームページで公表している。
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/toukei/tokeinenkan.html>